保護者の皆様へ

令和９年４月入学者用

令和８年度　小学校入学準備金のお知らせ

千葉市では、お子さんの小学校入学にあたり、経済的な理由でお困りの方のために、小学校入学に必要な学用品費等を「小学校入学準備金」として援助します。援助を希望する方は、近くの千葉市立小学校へ申請してください。

１　援助の対象となる方と必要な証明書類

令和９年１月１日時点で千葉市に住民票があり、次の１～１０のいずれかの理由に当てはまる方

（親族からの援助状況などによっては、対象とならない場合があります。）

No	申　請　理　由	証明書類（コピー可）
1	生活保護が停止になった ※生活保護費の中から入学準備金が支給される場合は、対象外	原則、不要
2	生活保護が廃止になった	原則、不要
3	市民税が非課税である（注１） ※居住用財産の買い換え等による特別控除は対象外	原則、不要 ※令和８年１月１日時点で千葉市に住民票のある方のみ（注２、３）
4	個人の事業税が減免されている	減免決定通知書
5	固定資産税が減免されている ※新築住宅や一定の改修家屋の減額等は対象外	減免決定通知書
6	国民年金保険料が免除、または国民健康保険料が減免若しくは徴収猶予されている（注１） ※国民年金保険料の 1/4 免除、国民健康保険料の１割減免は対象外	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書 国民健康保険料減免決定通知書 国民健康保険料徴収猶予決定通知書
7	児童扶養手当を受給している ※「児童扶養手当」は、ひとり親家庭等を対象とした制度です。（「児童手当」や「特別児童扶養手当」は対象外） ※申請中で受給が決定していない場合は、教育委員会（学事課）にご相談ください。	原則、不要
8	新たに生活福祉資金の貸付を受けた	貸付決定通知書
9	職業安定所（ハローワーク）登録の日雇労働者である ※手帳を有する方以外に、所得のある方が同一住所に居住している場合は対象外	雇用保険被保険者手帳のコピー
10	上記１～９の理由に当てはまらないが、経済的に困難、または特別な事情がある（注１） ※保護者及び同一住所に居住している方全員の令和７年（令和７年１月１日～同年１２月３１日）の所得の合計が、基準となる総所得（以下「基準額」という。）以下の場合が対象。基準額（目安）は裏面参照。 ※基準額以下か不明な場合は、申請をお願いします。 ※保護者の死亡・失業等の特別な事情がある場合や、世帯の範囲について不明な点等あれば、教育委員会（学事課）へご相談ください。 ※住宅ローン等の債務返済は、考慮できません。	原則、不要 ※令和８年１月１日時点で千葉市に住民票のある方のみ（注２、３） 【賃貸住宅に居住している場合】 賃貸借契約書等、家賃金額のわかる書類を添付してください。年間の家賃金額が、基準額となる総所得に加算されます。（上限額あり。）

（注１）保護者及び同一住所に居住している方全員が該当する必要があります。証明書が必要な場合、全員の状況を確認できる証明書類が必要です。

（注２）令和８年１月１日に千葉市に住民票がない場合は、この日に住民票のある市町村にて課税状況や所得額等の税情報が記載された証明書を取得し、ご提出をお願いいたします。

（注３）税の申告が済んでいない場合（給与所得のみで年末調整している方を除く）は、審査することができませんので、収入の有無にかかわらず、税務署または市税事務所で申告をしてください。

＜基準額（目安）＞

家族人数	２人	３人	４人	５人	６人
構成	母32歳 子6歳	左記 ＋ 父38歳	左記 ＋ 子4歳	左記 ＋ 子2歳	左記 +子0歳
基準額	184 万円	210 万円	236 万円	251 万円	275 万円
総収入	約 288 万円	約 325 万円	約 362 万円	約 381 万円	約 411 万円

・基準額（基準となる総所得）は、世帯の年齢構成によって異なります。
・総収入とは、給与所得者の源泉徴収票の「支払金額」欄の金額です。
・所得給与とは、所得の方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」であり、事業所得の方は確定申告書の「所得金額の合計」となります。

２　申請の方法から結果通知等

(1)申請書の入手

・市立小学校で配布、市 HP からもダウンロード可能
・**児童１人につき１枚必要**

≪二次元コード≫市 HP

制度概要	申請書

(2)申請書の記入

・市 HP の記入例を参考に記入
（**自署又は記名押印**）

≪二次元コード≫市 HP

記入例

(3)申請方法

・必要な証明書類を添付
・**近くの市立小学校へ申請**

＜申請期限＞
令和９年１月２０日（水）（厳守）

※期限を過ぎた場合は受付できませんのでご注意ください。

(4)審査

・記載不備や証明書類の不足があった場合等は、教育委員会の学事課から電話連絡します。

(5)結果の送付

・認定、不認定に関わらず、２月下旬頃に申請書記載の住所へ郵送

(6)振込日・金額

・認定された場合、次のとおり口座振込します。
・振 込 日：３月末（予定）
・振込金額：64,300 円（予定）

３　入学後の就学援助

千葉市では、お子さんの千葉市立小学校等の就学にあたり、経済的な理由でお困りの方のために、学校生活を支援する「就学援助」を行っています。**就学援助を希望する場合は、小学校に入学後に、改めて就学援助申請書の提出が必要**です。（詳細は小学校の入学説明会でお知らせします。）

４　問い合わせ先

千葉市教育委員会　学事課管理班　　TEL　043-245-5928